

荒川区印鑑条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年5月29日

荒川区長 滝口学

荒川区条例第22号

荒川区印鑑条例の一部を改正する条例

荒川区印鑑条例（昭和50年荒川区条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（証明書を自動的に交付する機能を有する機器による印鑑登録証明の申請等）</p> <p>第19条 前条の規定にかかわらず、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第7項（<u>公的個人認証法第22条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。</u>）の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書（<u>公的個人認証法第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。</u>）が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）、<u>特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。以下同じ。）</u>の交付を受けた者又は公的個人認証法第35条の2第7項の規定により移動端末設備用利用者証明用電子証明書（同条第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）を電磁的記録媒体（公的個人認証法第35条の2第1項に規定する電磁的記録媒体を</p>	<p>（証明書を自動的に交付する機能を有する機器による印鑑登録証明の申請等）</p> <p>第19条 前条の規定にかかわらず、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第7項の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書（<u>同条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。</u>）が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の交付を受けた者又は公的個人認証法第35条の2第7項の規定により移動端末設備用利用者証明用電子証明書（同条第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）を電磁的記録媒体（公的個人認証法第35条の2第1項に規定する電磁的記録媒体をいう。以下同じ。）に記録した者は、自ら民間事業者が設置する証明書を自動的に交付する機能を有する機器に当該個人番号カード又は当該電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）<u>第12条の2第4項第2号ロ</u>に規定する移動端末設備をいう。）を使用し、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>

いう。以下同じ。)に記録した者は、自ら民間事業者が設置する証明書を自動的に交付する機能を有する機器に当該個人番号カード、特定在留カード若しくは特定特別永住者証明書又は当該電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備をいう。)を使用し、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

#### 附 則

この条例は、令和8年6月14日から施行する。